

令和7年度 丹波市介護職員初任者研修（通学）学則

（1）目的

丹波市において介護サービス従事者を養成することにより、市内での安定した福祉サービスの供給体制確立に寄与し、また、市民が高齢者福祉や障害者福祉への関心を高めるため、実施する。

（2）事業実施主体

（主催）社会福祉法人丹波市社会福祉協議会

（共催）丹波市社会福祉法人連絡協議会

（3）研修事業の名称

令和7年度丹波市介護職員初任者研修（通学）

（4）研修事業の実施期間

令和7年5月11日（日）～令和7年10月19日（日）

（5）研修事業の実施場所

- ・社会福祉法人丹波市社会福祉協議会本所（柏原福祉センター）
丹波市柏原町柏原2715
- ・丹波市社会福祉協議会ホームヘルプセンター
丹波市柏原町柏原2715
- ・丹波市社会福祉協議会東部支所（春日福祉センター）
丹波市春日町黒井1500
- ・社会福祉法人三相園福祉会おかの花デイサービスセンター
（丹波市社会福祉法人連絡協議会所属施設）

（6）カリキュラム

別紙『介護職員養成研修課程カリキュラム表』のとおり

（7）講義を行う講師の氏名、担当科目等

別紙『令和7年度丹波市介護職員初任者研修日程表』のとおり

（8）受講資格、募集人員及び募集方法

- ①受講資格
 - ・丹波市在住または在勤の者
 - ・原則すべての研修講義に出席できる者
 - ・訪問介護事業等に従事することを希望する者
- ②募集人員 20名（7名以上で開講）
- ③募集方法 新聞折込みチラシ、丹波市社協公式ホームページ、等

(9) 受講申込手続及び受講者の決定

- ①募集期間 令和7年4月14日(月)～令和7年4月25日(金)
- ②申込手続 受講申込者は、所定の申込用紙に必要事項を記入し、丹波市社会福祉協議会介護保険課宛に郵送または持参するものとする。
- ③受講者決定 丹波市社会福祉協議会介護保険課において選考の上決定する。

(10) 受講者負担金

59,000円(テキスト代5,500円、受講料53,500円)

(11) 使用テキスト

中央法規出版株式会社 「介護職員初任者研修テキスト」

(12) 研修修了の認定方法

研修の一部を欠席(13時間)した者で、やむを得ない事情があると認められる者について、下記の方法により出席したものとみなす。

- ①当該研修科目の内容が録画された映像を事業者の管理下で視聴してレポートを作成、これに基づき事業者が理解度を確認する。
- ②実習については別途指定した日に行う。実習の修了評価については、提出させた「実習レポート」に基づき、経験目標を達成したかを確認することにより行う。
- ③全科目終了後、修了評価として筆記試験を実施する。評価基準に満たない受講者には講義を行った後、再度評価を行う。

【評価基準】・・・100点満点中70点以上を合格とする。

なお修了評価とは別に、介護に必要な基礎的知識の理解度に関する評価を行う。

- ④研修修了者に対しては、定める様式に準じ修了証書及び携帯用証書を交付する。